

2025年6月20日

各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

1. パブリック・コメントの内容

- ・新債券上場市場開設に伴う関連諸制度の整備について

2. 意見提出方法等

(1) 募集期間：2025年6月20日（金）～2025年7月20日（日）

(2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail

(3) 提出先

① 郵送の場合…〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目14-1

証券会員制法人 札幌証券取引所 新事業推進部

② ファクシミリの場合…FAX：011-251-0840

③ E-mail の場合…本所ホームページ（URL…<https://www.sse.or.jp/archives/publiccomment>）

上の入力フォームから提出して下さい。

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以 上

【お問合せ先】

証券会員制法人 札幌証券取引所

新事業推進部

TEL 011-241-6175

新債券上場市場開設に伴う関連諸制度の整備について

2025 年 6 月 20 日

証券会員制法人札幌証券取引所

I.趣旨

証券会員制法人札幌証券取引所は、新たに ESG 債の上場市場として北海道 ESG プロボンドマーケット(以下「本市場」といいます。)を開設いたします。株式会社東京証券取引所が、既に債券上場市場として TOKYO PRO-BOND Marketを開設していますが、本市場は ESG 債専用のマーケットであり本邦初の試みとなります。本市場の開設は、ESG 債市場として先行しているヨーロッパ市場におけるルクセンブルグ・グリーン取引所を参考にして ESG 債専用のマーケットを日本市場に定着させることを目的とするものです。

具体的には、本市場の存在により ESG 債発行が活発化し、国内はもとより、海外の投資家からも投資資金を呼込むことにより、今後具体化される北海道の再生可能エネルギー導入をはじめとする ESG プロジェクト及びその関連事業へ円滑に資金供給がなされ、本市場自体もグローバルな債券市場に発展することを目指しております。

また、本市場はプロ投資家向けの市場であり、名称を北海道 ESG プロボンドマーケットとします。今後 ESG 債市場拡大に向けて広く内外の投資家に周知していく所存です。

Ⅱ.概要[債券の上場制度]

項目	内容	備考
1. 市場の名称	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所が開設する債券市場の名称は、「北海道 ESG プロボンドマーケット」(以下「本市場」といいます。)とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 東京証券取引所の TOKYO PRO-BOND Market (以下「TPB」といいます。)と同様のプロ投資家向け市場となりますが、目的は TPB と若干異なり、北海道の ESG 債市場発展のためです。
2. 対象有価証券	<ul style="list-style-type: none"> 内国の者の発行する地方債証券 特別の法律により内国法人の発行する債券(政府保証債、財投機関債等) 内国法人の発行する社債券 投資法人債券 内国法人又は外国法人の発行する特定社債券 特定目的信託の受益証券(予定分配型に限定) 	<ul style="list-style-type: none"> 上場対象とする特定目的信託の受益証券について、発行者は内国法人に限ります。なお、当該信託の委

項目	内容	備考
b 申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規上場申請者は、当取引所に対して、有価証券新規上場申請書を提出するものとします。 ・ 新規上場申請者は、有価証券新規上場申請書その他、次の書類を当取引所に提出するものとします。 (1) 金商法第3条各号に規定する有価証券(地方債等)に係る新規上場申請を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 新規上場申請に係る債券の発行要項 ② 新規上場申請に係る宣誓書 ③ その他当取引所が必要と認める書類等 (2) 公募債の新規上場申請を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 当該公募債に係る有価証券届出書の写し、又は発行登録書及び発行登録追補書類の各写し ② 新規上場申請に係る宣誓書 ③ その他当取引所が必要と認める書類等 (3) 特定勧誘等(※)を行った有価証券(プロ私募債等)の新規上場申請を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 特定証券情報 ② 新規上場申請に係る宣誓書 ③ その他当取引所が必要と認める書類等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規上場申請者は、当取引所に対して、申請前に、新規上場申請にかかる相談・照会を行うことができます。 ・ 新規上場申請者が提出すべき書類は、新規上場債券が金商法上の開示免除証券(金商法第3条各号)かどうか((1)に該当)、また開示免除証券ではない場合は、新規上場の際に特定勧誘等が行われるかどうか((2)または(3)に該当)により内容が異なりますのでご注意ください。

項目	内容	備考
c 上場申請の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所及び上場申請者は、b に掲げる書類を上場申請日に公表するものとします。 	<p>(※)特定勧誘等とは、一定の要件の下、特定投資家(適格機関投資家を始めとしたいわゆる「プロ」の投資家)のみを相手方として、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘(特定取得勧誘)や、既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘(特定売付け勧誘等)を行うことを言います。</p>
(3) 上場承認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、新規上場申請者が上場適格性要件を満たすことを確認した場合には、当該上場申請に係る債券の上場を承認するものとします。 	

項目	内容	備考
5. 上場後の義務 (1) 重要な会社情報の開示(適時開示)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場債券の発行者は、投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な発行者の情報の開示を行わなければならないものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所が上場債券の発行者の義務として求める適時開示の対象事実は、上場株券等の場合と異なり、解散、倒産、不渡り等に限定します。それ以外の情報の開示は任意とします。 (注)社債の場合には法令上、インサイダー取引規制の対象となる重要事実が解散、倒産、不渡り等の3つに限定されています(金商法第166条第6項第6号、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第32条の2、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年8

項目	内容	備考
(2) 決算情報(発行者情報)の公表	<ul style="list-style-type: none"> 上場債券の発行者は、年1回以上、発行者情報(金商法第27条の32に規定する発行者情報をいいます。)を公表するものとします。 	<p>月8日内閣府令第59号)第58条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内の金融商品取引所に上場している株券等の発行者若しくは当該発行者の完全子会社又は地方債等については、適時開示義務を課さないこととします。 有価証券報告書の提出義務のある発行者及び当該上場債券が法第3条各号に規定する有価証券であつて当該上場債券に係る取得勧誘を行う場合における当該上場債券の発行者は、法律上、発行者情報の公表は不要です。

項目	内容	備考
6. 実効性確保手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、上場債券の発行者に対して、この特例その他の規則への遵守を確保するため、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとします。 (1) 改善報告書の提出 (2) 違約金の賦課 (3) 上場債券の上場廃止 ・ 当取引所は、(3)の措置の検討を開始する場合には、その事実を投資者に周知させるため、当該上場債券を監理銘柄に指定することができるものとします。 ・ 当取引所は、(3)の措置を講じる場合には、その事実を投資者に周知するため、当該措置を講じることを決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場債券を整理銘柄に指定することができるものとします。 	
7. 上場廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、上場債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する上場債券全銘柄の上場を廃止するものとします。 (1) 有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類若しくは臨時報告書(これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。)、又は発行者情報若しくは特定証券情報(これらの訂正情報を含む。)について重大な虚偽記載を行った場合 (2) 前号のほか、当取引所が上場廃止を適当と認めた場合 ・ 当取引所は、上場債券が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとします。 	

項目	内容	備考
8. 上場手数料	<p>(1) 最終償還期限が到来する場合</p> <p>(2) 債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還する場合</p> <p>(3) 吸収分割又は新設分割により上場債券に係る債務が他の会社に承継される場合</p> <p>(4) 期限の利益を喪失した場合</p> <p>(5) 前各号のほか、当取引所が上場廃止を適当と認めた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所は、上場債券が上場廃止となるおそれがある場合には、その事実を投資者に周知させるため、当該上場債券を監理銘柄に指定することができるものとします。 ・ 当取引所は、その事実を投資者に周知させるため、当取引所が当該上場債券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場債券を整理銘柄に指定することができるものとします。 ・ 本市場の上場に関する手数料は、以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ① 新規上場手数料(消費税抜き) 500千円 ② 上場維持手数料(消費税抜き) 50千円/年 	
9. 取引参加制度		
(1) 正会員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所での債券取引参加資格は、正会員とします。 	
(2) 定率会費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場内売買における売付け又は買付け毎に 額面 100 円につき 2 厘 4 毛(消費税抜き) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正会員以外のプロ投資家(特定投資家)による取引は、正会員への委託注文により行われます。

項目	内容	備考
10. 売買制度	<ul style="list-style-type: none"> 債券の売買制度による注文受付時間は、前場午前 10 時 30 分から午前 11 時までとして、各銘柄ごとに1回の約定値段が決定されるときまでとします(一本値(板寄せ))。その他は、原則札幌証券取引所と同様です。 	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所での売買単位は、1億円以上、1億円単位とします。
11. 清算・決済制度	<ul style="list-style-type: none"> 清算・決済制度は、原則札幌証券取引所と同様です。 株式会社証券保管振替機構の取扱い銘柄でない有価証券に係る清算及び決済については、取引参加者で行うことになります。 	<ul style="list-style-type: none"> 例えば信託受益権が株式会社証券保管振替機構の取扱い銘柄でない有価証券に該当します。
12. 受託契約準則関係	<ul style="list-style-type: none"> 本市場においては、一般投資家による買付けを禁止します。 	
13. 自主規制業務の対応	<ul style="list-style-type: none"> プロ投資家向け市場に係る自主規制業務については、札幌証券取引所自主規制部にて対応します。 	
14. その他	<ul style="list-style-type: none"> 上場後、関連する法規則の変更があった場合に、その他所要の制度整備を行います。 	
15. 施行日	<ul style="list-style-type: none"> 施行日は、関係先との調整が整い次第とします。 	